

今月1日から施行

改正労働基準法で加速する

サラリーマンいじめ

今月1日、改正労働基

準法が施行された。改正のポイント①残業代の割増率アップ②残業時間に依りて代替休暇が取れる③の2つ。資本金が5000万円を超える会社などに適用され、中小企業への適用は当面見送られる。

これまで残業には25%以上の割増賃金を払うことになってきたが、今後は月の残業時間のうち60時間までは25%以上、それを超える分は50%以上となる。代替休暇は60時間を超える残業時間に依りて有給休暇を取れる制度。労使が協定を結べば実行される。

厚生労働省は「事業所が従業員に課す残業を抑制することが目的。労働者の健康面にプラスにな

代替休暇 割増率アップ



広報担当の須田光照氏だ。

「厚労省は労働者の健康のために残業は月に45時間までとガイドラインを定めている。60時間を前提にするのはおかしい。60時間だと毎日3時間近い残業をすることになる。過労死の認定基準である80時間ともそれほど変わりが無い。この数字を逆手にとって、60時間までは25%が休職として認められる計算で、わずか2時間30分、10時間が4分の1に激減するとは詐欺(ナリスト)だ。」

「労働者をさらに苦しめかねない」と憤慨するのは「労働相談センター」

社員の残業を減らし、その分を下請けの社員が残業を増やしてカバーする事態が起きるのは間違いありません」

「た例えば70時間の残業をした場合、対象になるのは10時間。この10時間の25%が休職として認められる計算で、わずか2時間30分、10時間が4分の1に激減するとは詐欺(ナリスト)だ。」

改正というより改悪か業などの大手が自